

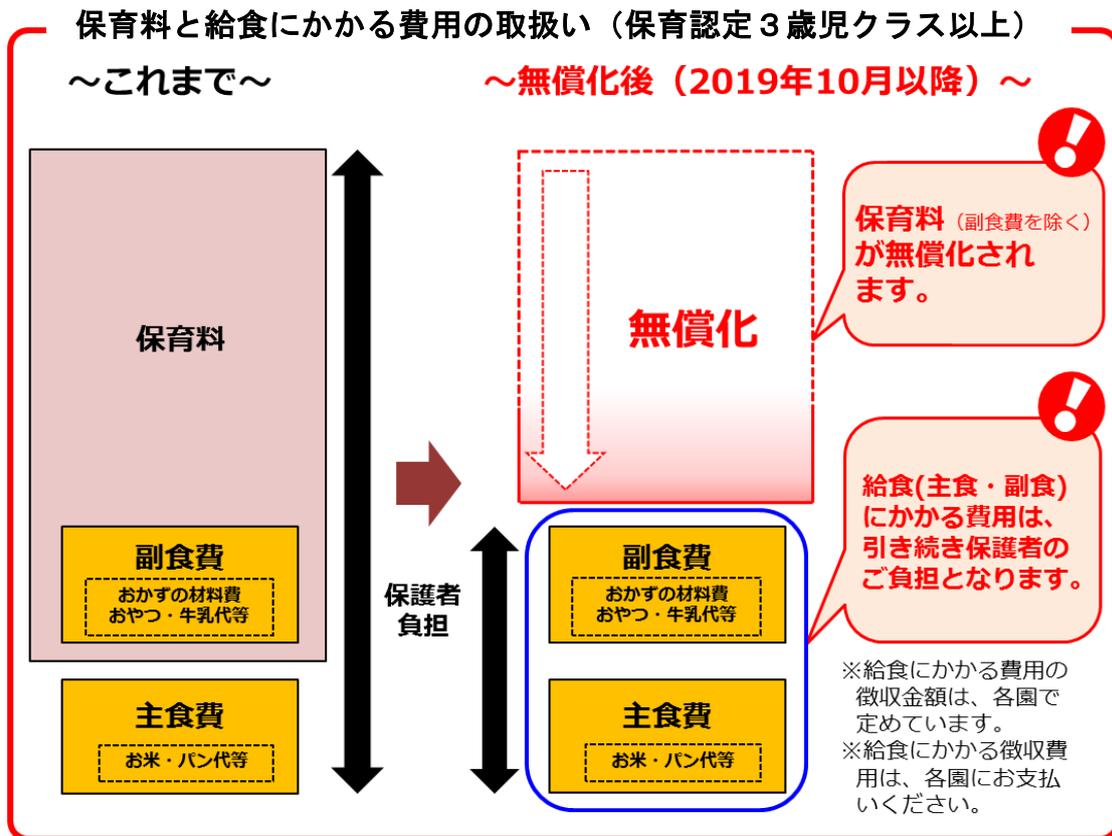
令和元年10月1日から

3歳児クラス以上の子どもの保育料が **無償化** されます。

～「保育認定」を受けて入園している方へ～

## 【3歳児（年少）から5歳児（年長）クラスの子どもの保護者の方へ】

- 令和元年10月分から、保育料（利用者負担額）が無料となります。（手続きは不要です。）  
※利用者負担額とは、保護者の市町村民税の課税額に応じて市が決定している金額で、「利用者負担決定通知書」に記載されている額です。
- 給食の材料費、行事費、通園バス代などは無償化の対象外です。
- 給食の副食材料費（おかず・おやつ等の費用）については、これまでは保育料の中に含まれていましたが、10月からは保育料と分けられ徴収することになりました。詳しくは下の図をご覧ください。
- 副食材料費にかかる徴収金額については、実際にかかっている材料の費用を勘案して各園が定めることになっています。
- 年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子ども（18歳以下の子どもが3人以上いる場合の3番目以降の子）については、副食費（おかず・おやつ等）の支払いが免除となります。（支払い免除対象となる方には、9月以降にお知らせします。）  
※お米やパン等の主食にかかる費用は、免除にはなりません。



## 【0歳児から2歳児クラスの子どもの保護者の方へ】

- 保育料や施設が徴収する費用の内容に変更はありません。  
※認定こども園等に入所している就学前の子どもが2人いる場合は、2番目の子の保育料は引き続き半額です。（同時に入所している上の子が無償化の対象となっても、2番目の子は半額）  
※保育料の中に、給食にかかる費用（主食費及び副食費）が含まれます。  
※市町村民税非課税世帯のみ、10月から保育料が無料となります。

裏面もご覧ください。

令和元年10月1日から

3歳児クラス以上の子どもの保育料が **無償化** されます。

～「教育認定」を受けて入園している方へ～

- 令和元年10月分から、保育料（利用者負担額）が無料となります。（手続きは不要です。）  
※利用者負担額とは、保護者の市町村民税の課税額に応じて市が決定している金額で、「利用者負担決定通知書」に記載されている額です。
- 給食の材料費、行事費、通園バス代などは無償化の対象外です。
- 給食の材料費のうち、副食費（おかず・おやつ等）については、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子ども（18歳以下の子どもが3人以上いる場合の3番目以降の子）については、支払いが免除となります。  
（支払い免除対象となる方には、9月以降にお知らせします。）  
※お米やパン等の主食にかかる費用は、免除にはなりません。

【教育認定における預かり保育の無償化について】

10月からの無償化に伴い、認定こども園や幼稚園で実施している預かり保育についても、保育の必要性の認定を受けた場合に限り、利用料が無償化の対象となります。

保育の必要性の認定を受けられるのは、すべての保護者が「就労」や「疾病・障がい」等の理由により家庭において保育をすることが困難である場合に限りです。（現在の保育認定とまったく同じ条件です。）

保護者が「月に64時間未満の労働（パート・農業・内職など）をしている」、「病気で週1回通院している」、「親族を週1～2回病院へ連れていく」等の理由では、原則、保育の必要性の認定は受けられません。

ご不明な場合は、市の子ども課へお問い合わせください。

裏面もご覧ください。

【問合せ先】内閣府 電話：0570-010-223（IP電話等からは03-6746-5516）

矢板市健康福祉部子ども課保育担当 電話：0287-44-3600

※矢板市外にお住まいの場合については、取扱いが異なる場合がありますので、お住まいの市町にお問い合わせください。